

令和元年度

熊野町農業委員会

議事録

第4回

熊野町農業委員会

令和元年度第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和元年9月20日(金) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(8人)

委員	1番	木原	哲男
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良	正喜
----	----	----

6. 議事録署名委員(2人)

委員	8番	庄賀	深雪
委員	9番	原	恭博

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	福嶋	春樹
------	----	----

8. 熊野町職員

都市整備課 課長補佐	木下	祐弘
都市整備課 主査	諏訪本	壮太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第4回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。8番庄賀委員と9番原委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入りたいと思いますが、当初予定していた議案に追加がございますので、併せて審議したいと思いますよろしいでしょうか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	異議がないようですので事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>日程第1、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、日程第2議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、同一人からの申請で、関連する内容となっておりますので一括議題としたいと思いますが、異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議がないようですので、日程第1、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、日程第2議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号及び第11号の農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。両議案ともに、〇〇地区の〇〇〇〇〇〇付近となっております。議案10号については、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かって右折して直ぐの右手側の6筆、議案第11号については、〇〇〇〇への進入路に入って直ぐの角地となっております。当該農地は、現在休耕中であり、今後も耕作の見込みがないため、当該地付近に工場を所有する〇〇〇〇が駐車場や資材置場として利用したいとのことです。また、当該地は、農業振興地域ですが、過去</p>

	に除外手続きがされていることも確認しております。以上の事から、当該計画については、資金計画等を含め妥当かと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。〇〇委員お願いします。
〇〇委員	先日役場事務局と現地を確認してきました。所有者が高齢ということで、耕作が困難であるということから、〇〇〇〇さんに譲られるということで特に支障はないと思われます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 つづいて、日程第 3、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」から日程第 11、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」までの議案については、関連する内容となっておりますので一括議題、一括承認としたいと思いますが、異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議がないようですので、日程第 3、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」から日程第 11、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定によ

	ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号から議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	<p>次回の農業委員会は10月21日午前9時から開催予定です。</p> <p>議案については10月10日以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和元年度第4回熊野町農業委員会を閉会します。</p>